

パートだから…

契約社員だから…

同一労働  
同一賃金  
への対応に  
向けて

「仕方がない」と思っていないませんか？

パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「ハゆう」ちゃん

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

基本給



賞与



手当



「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は  
正社員との間の待遇差について  
事業主に説明を求めることができるようになります。

パートタイム・有期雇用労働法  
2020年4月1日施行

中小企業は2021年4月1日適用

## パートタイム・有期雇用労働法のポイント

### 1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

### 2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

### 3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

ご相談ください!!



パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは

山形労働局雇用環境・均等室(TEL023-624-8228)へ

～雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための特別相談窓口開設中～